

2021年12月27日

東京都消費生活基本計画（中間のまとめ）への意見

東京都生活協同組合連合会

日頃より都民生活の向上に向けて、全国的にも先進的な消費生活行政を推進されていることにあらためて敬意を表します。

先般通知されました「東京都消費生活基本計画（中間のまとめ）」につきまして、当会の意見を下記の通り申し述べます。

記

1. 第3章 計画全体を貫く視点について

計画全体を貫く視点について、新型コロナウイルス感染症により、すべての国民が社会・経済生活全般にわたる大きな影響を受け、激変する社会環境に対応してデジタル化への対応や日常生活・行動スタイルの見直し、変化する消費生活への対応が求められています。「主体的な消費行動への変革の促進」、「デジタル社会及びグローバル社会への対応」、「多様な主体との連携・協働による取組の強化」という3つの視点に基いて、都民の安全・安心な消費生活の実現をめざす基本計画の推進は重要であり、本基本計画の基本的な考え方について賛同し、東京都のすすめる施策の推進に引き続き協力して参ります。

2. 第4章 政策1-2 見守りによる消費者被害の防止と早期発見について

各地域での消費生活部門と福祉部門との連携は、見守りネットワーク機能の充実にも重要な取り組みと考えます。ネットワーク未構築区市町村へのアウトリーチ活動については、大小問わず具体的な取り組みを重ね、事例共有をしながら、他の地域へ展開していくことを重点に、より具体性のあるアドバイスをすすめてください。

あわせて、当会会員生協のうち地域購買生協は、島しょ部を除く全ての区市町村で見守り協定を締結しております。当会といたしましても、引き続き情報共有などの取り組みをすすめて参ります。

また、見守りネットワークの活性化については、高齢者が日常生活で利用する店舗（コンビニエンスストア、薬局等）でも声掛けができるよう、協定締結の有無に関わらず、適宜情報提供するなどの働きかけを検討してください。

3. 第4章 政策4-1 成年年齢引下げに対応した消費者教育について

来年4月に迫る成年年齢の引下げの問題への対応に関しては、「改正民法成立時になされた附帯決議

に示された施策の実現は、いまだに不十分な状況」(中間のまとめ47ページ)にあり、法施行を目前に控えた現時点で若年層の消費者被害を防ぎ、被害者への適切な相談体制や救済ができる環境が整っていないことは明らかです。

今回の消費生活基本計画が令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年を見据えた計画として検討されていることは承知していますが、今回の基本計画に記載された「教育現場に対する啓発活動の強化」、「教育プログラムの充実による学校現場への支援強化」、「幅広い主体に対する消費者教育の実施」など今後の取り組みの方向性に沿った諸施策について、来年度から実施を一部前倒しできるように検討すべきと考えます。

また、東京都の広報や高校・大学等の学校教育現場を通じた若者の消費者被害防止のキャンペーンについては急務です。各教育現場でオンライン化が進んでいる状況を鑑み、スマートフォンやパソコンを活用した教育ツールの提供により、教員に大きな負担をかけることなく、高校生・大学生向けの消費者教育のしくみを早急に検討すべきです。様々な施策については、東京都教育委員会への働きかけを継続しながら、全ての都立高校及び都立大学でパイロット的に推進し、さらに私立高校へ展開していくべきと考えます。あわせて、臨時的な相談体制づくりなど、法施行を前後した対応ができるよう必要な予算措置を講じ、若者の消費者被害拡大防止に最大限努めるべきです。

4. 第2章-5 国等の動き 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律について

本年6月の通常国会において特定商取引法・預託法改正案が可決成立しました。この改正案の中で弊会を含む多くの消費者団体や弁護士などから法定交付書面の電子化について反対する旨の意見がありながら、電子化を可能とする内容が盛り込まれました。弊会は契約書面の電子化は、新たな消費者被害を増大させる危険性が極めて高く、改正法から除くよう求めています。

基本計画の「中間のまとめ」の中でも、社会のデジタル化にともない60歳以上の高齢者のインターネット利用率が顕著に増加していること、また新型コロナウイルスの影響によってネットショッピングや、キャッシュレス決済サービスの増加が顕著になっていることが指摘されています。今後も消費生活や取引形態の多様化・複雑化、そして非対面での契約の機会が拡大することによって高齢者や若年層をはじめ幅広い世代で消費者被害が拡大していくことが懸念されています。

現在、消費者庁のもとに設置された検討会では、契約書面の電子化に際して消費者からの承諾の取り方などについて、ワーキングチームの会合が開催されており、来年春ごろを目途に検討事項の取りまとめを行う予定となっています。こうした国の検討状況も見定めながら、契約書面の電子化の改正規定に不十分な点がある場合には、消費者保護の観点から東京都として独自の対応策を検討することも必要と考えます。

以上